

高収益作物次期作支援交付金事業申請書(別紙2)

申請者氏名 (法人名・代表者名)		☎ 携帯電話	
住 所	〒	☎ 自宅電話	
収入保険等の状況 ※いずれかにチェック	☐ 収入保険等セーフティネットに加入している ☐ 収入保険等セーフティネットへの加入を検討している (申請書の情報を農業共済組合へ提供する場合があります)		
実施する取組	※実施する取組全てにチェック(2万円/10aの取組支援) ☐ ア 新たに直販等を行うためのホームページ作成等の環境整備 ☐ イ 新品種・新技術導入に向けた取組 ☐ ウ 海外の残留農薬基準への対応または有機農業、GAP等の取組		
農地台帳の閲覧	☐ 農地面積の確認のため、担当職員が農地台帳を閲覧することに同意します。		
誓約事項について	☐ 裏面(1)「高収益作物次期作支援交付金の申請に関する誓約事項」について誓約します。		
個人情報の取り扱い	☐ 裏面(2)「個人情報の取扱い」について同意します。		

対象農地記入欄

町家農地記入欄

	地名	地番	面積(a) ※1a未満切り捨て		令和2年2～4月出荷・販売作物／品目		実施する取組 内容に“○”			中山間に 該当する 場合は“○”
			本地	取組	令和2年度作付予定作物／品目					
例	津市西丸之内	〇〇〇－1	5	4	野菜・茶・花き・果樹	キャベツ	ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹	キャベツ				
例	津市西丸之内	〇〇〇－2	2	2	野菜・茶・花き・果樹	緑茶	ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹	緑茶				
1					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
2					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
3					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
4					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
5					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
6					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
7					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
8					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
9					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
10					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					

※協議会記入欄

- ・記入欄が不足の場合は、裏面にご記入ください。
- ・交付要件を満たしていない農地については対象外となりますのでご了承ください。

	地名	地番	面積(a) ※1a未満切り捨て		令和2年2～4月出荷・販売作物／品目		実施する取組 内容に“○”			中山間に 該当する 場合は“○”
			本地	取組	令和2年度作付予定作物／品目					
11					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
12					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
13					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
14					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
15					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
16					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
17					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
18					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
19					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
20					野菜・茶・花き・果樹		ア	イ	ウ	
					野菜・茶・花き・果樹					
※協議会記入欄										

(1)「高収益作物次期作支援交付金の申請に関する誓約事項」

- ア 本事業に関する報告や立ち入り調査について、地方農政局等から求められた場合には応じます。
- イ 交付申請書等の交付関係書類や取組を実施したことが確認できる資材の購入伝票、作業日誌等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体や地方農政局等からの求めがあった場合には提出します。
- ウ 以下の場合には、交付金を返還すること、または交付されないことに異存ありません。
(ア) 交付金申請書、取組計画書及びその他の提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合
(イ) 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取り組みを実施していないことが判明した場合
(ウ) 取組計画書に記載した取り組みを実施したことを証明する書類が保存されていないこと、次期作となる対象品目について、適切な作付・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売していないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

(2)「個人情報の取扱い」

農林水産省は、本交付金の交付対象となった取組実施者から提出された取組計画等に記載された個人情報(氏名及び連絡先)を全国農業共済組合連合会及び各都道府県農業共済組合並びに取組実施者のほ場が所在する都道府県及び市町村に必要最小限度内において提供する場合があります。

また、提供した個人情報を基に後日、収入保険や農業共済について共済組合からご説明させていただく場合があります。

なお、提供した個人情報は、収入保険や農業共済の説明以外の用途には使用しないことを申し添えます。